

令和 7 年 1 0 月 2 6 日 執行  
新 城 市 長 選 挙  
新 城 市 議 会 議 員 一 般 選 挙

## 不 在 者 投 票 管 理 者 ( 施 設 長 等 ) の 事 務 要 領

病院に入院中又は老人ホーム等に入所中の選挙人については、一定の  
手続により不在者投票を行わせることができます。

この場合、それらの施設の長が不在者投票管理者となります。

この事務要領は、当該不在者投票管理者が行う不在者投票の事務処理  
方法について、記述したものです。

なお、不在者投票事務の管理に当たっては、法令等にも十分留意し  
ていただき、ご不明な点は、新城市選挙管理委員会までお問い合わせ  
ください。

### 新城市選挙管理委員会

〒441-1392

愛知県新城市字東入船 1 1 5 番地

電 話 0536-23-7617 (総括担当)

0536-23-7611 (不在者投票担当)

F A X 0536-23-2002

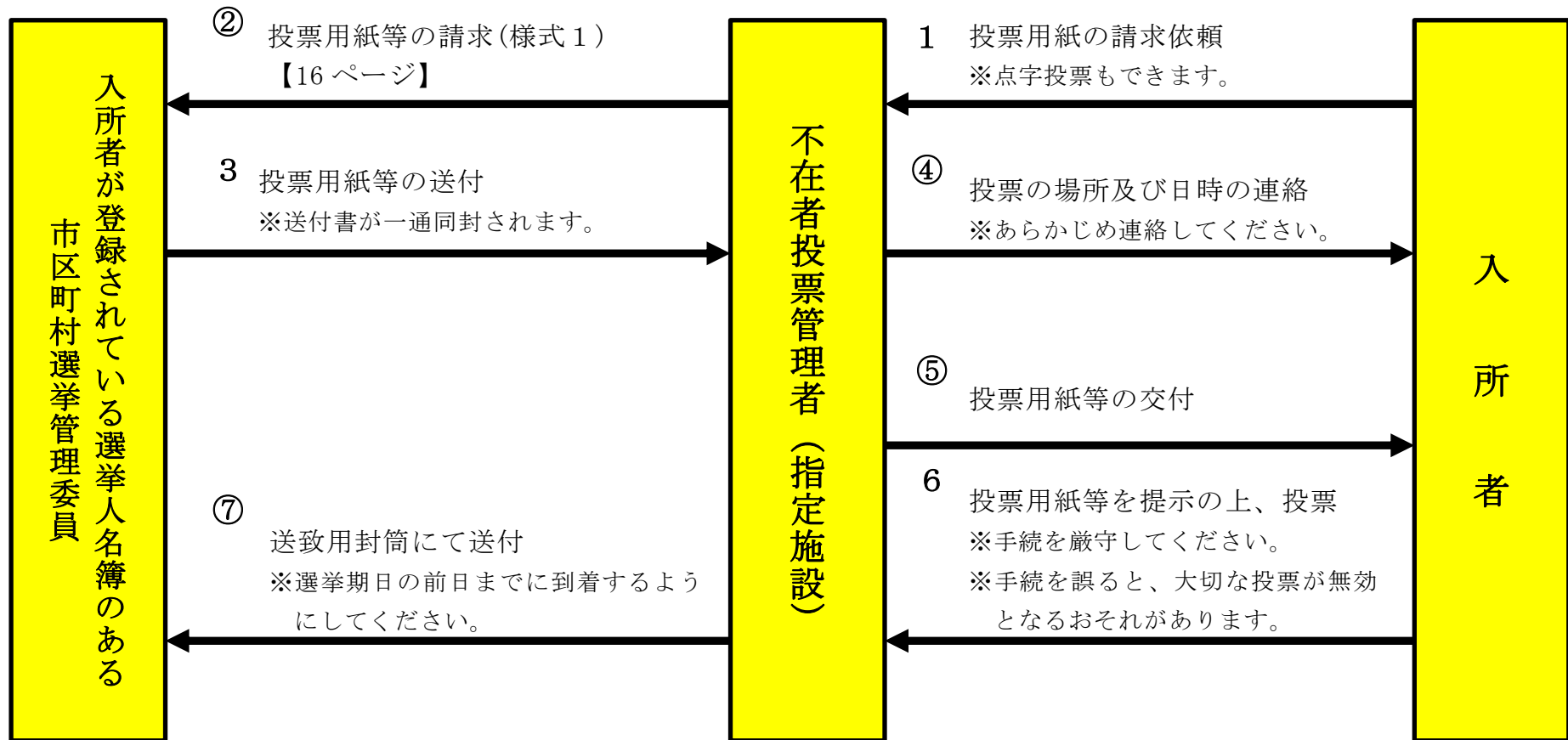
# 目 次

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| 事務の流れ（フローチャート）                           | 1  |
| 第1 不在者投票の制度                              | 3  |
| 第2 不在者投票事由                               | 3  |
| 1 歩行が困難な者                                | 3  |
| 2 歩行が可能である者で、その属する投票区の区域外の指定施設<br>に入所中の者 | 4  |
| 第3 不在者投票管理者                              | 4  |
| 第4 不在者投票の手続                              | 5  |
| 1 投票用紙及び投票用封筒の請求                         | 5  |
| 2 投票用紙等の受領及び交付                           | 6  |
| 3 投票の方法                                  | 7  |
| 4 記載上の注意事項                               | 9  |
| 5 特別な投票の方法                               | 12 |
| 第5 投票の送致                                 | 13 |
| 第6 投票用紙及び投票用封筒の返還                        | 14 |
| 第7 投票用紙及び投票用封筒の交換又は再交付                   | 14 |
| 第8 不在者投票特別経費の支払                          | 14 |
| 第9 指定施設以外で行う不在者投票の方法                     | 15 |

## （様式記載例）

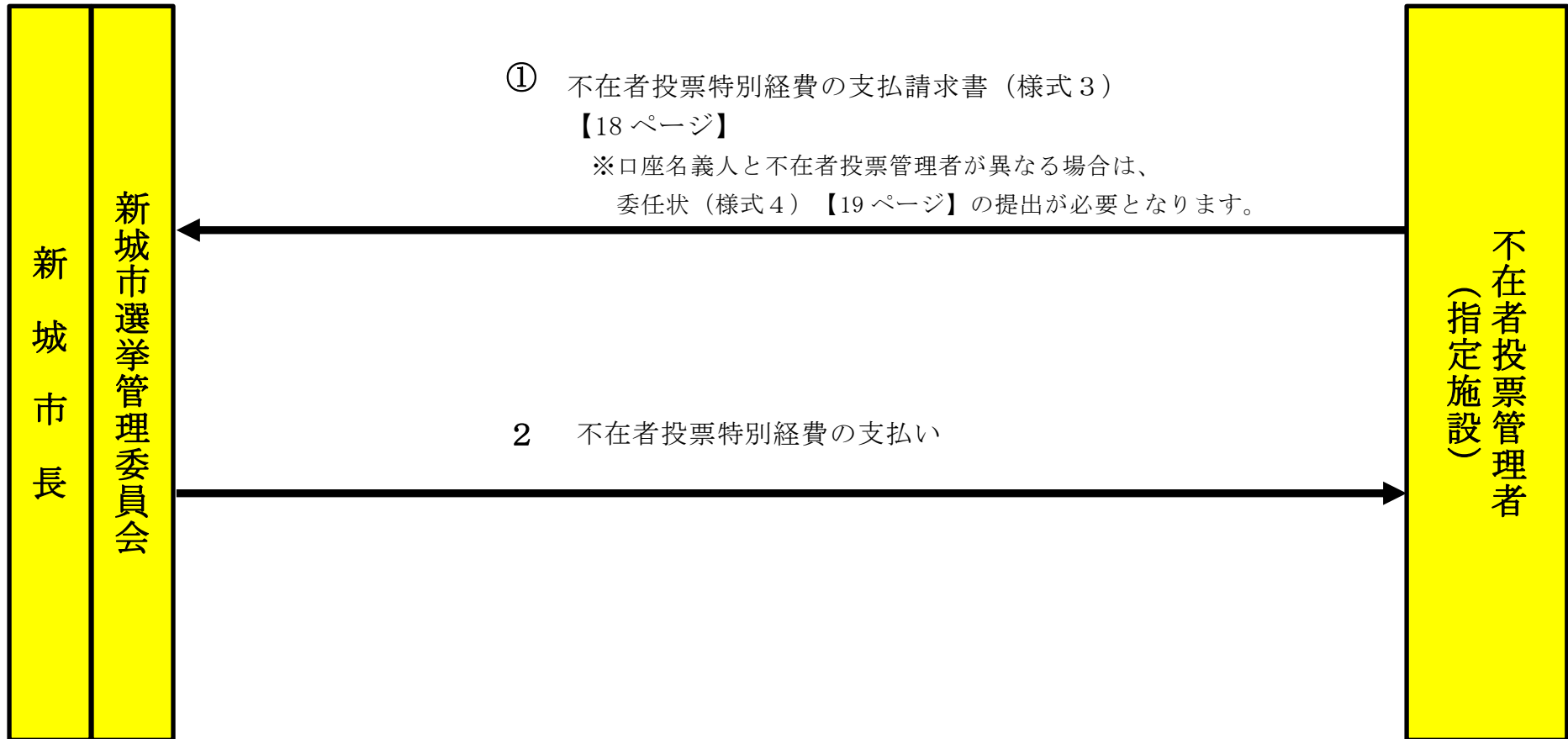
|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 様式1 | 請求書             | 16 |
| 様式2 | 不在者投票用紙等請求書兼宣誓書 | 17 |
| 様式3 | 不在者投票特別経費の支払請求書 | 18 |
| 様式4 | 委任状             | 19 |

## 不在者投票管理手続に関する事務の流れ



○ 丸数字（②、④、⑤、⑦）が不在者投票管理者（指定施設）の行う事務です。

## 経費支払い手続に関する事務の流れ



○ 丸数字（①）が不在者投票管理者（指定施設）の行う事務です。

## 第1 不在者投票の制度

不在者投票の制度は、選挙の当日（以下「選挙期日」といいます。）に一定の事由に該当すると見込まれる選挙人のために、選挙期日の前でも投票できるように考えられた制度です。

したがって、不在者投票を行うことができる者は、選挙期日に公職選挙法第48条の2に定められた**不在者投票事由**のいずれかに該当すると見込まれる選挙人に限られています。

- 1 不在者投票手続の根拠
  - 公職選挙法第49条（第48条の2）
  - 公職選挙法施行令第50条から第65条まで
  - 公職選挙法施行規則第8条の2から第10条の5まで及び第15条の2から第17条の2まで
- 2 **今回の選挙は、新城市長選挙と新城市議会議員一般選挙とが一緒に行われます。**
- 3 **選挙期日は、令和7年10月26日（日）です。**
- 4 **不在者投票をすることができる期間は、次のとおりです。**  
**令和7年10月20日（月）【告示日の翌日】から**  
**令和7年10月25日（土）【選挙期日の前日】まで**
- 5 **不在者投票ができる時間は、午前8時30分から午後5時までです。**

## 第2 不在者投票事由

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム等（以下「指定施設」といいます。）に入所している選挙人（以下「入所者」といいます。）であって、選挙期日に次の事由に該当すると見込まれる者は、不在者投票ができます。

### 1 歩行が困難な者

「歩行が困難な者」とは、人が付き添わなければ一人歩きができない者をいい、物理的には歩行はできるが、一人で目的地に行き、また出発地に戻れるかどうか確信のもてない者、途中で交通事故等を起こすおそれのある者等も含みます。

「歩行が困難な者」に当たるかどうかは、医師の意見を参考に判断してください。

歩行可能な者でも、治療上外出不相当と医師が認める場合は、「歩行が困難な者」と解されます。

## 2 歩行が可能である者で、その属する投票区の区域外の指定施設に入所中の者

歩行可能な入所者については、その選挙人名簿の属する投票区の区域内にある指定施設では不在者投票を行うことはできません。

指定施設で不在者投票ができる者は、当該指定施設の入所者であって、前記1又は2の不在者投票事由のある者に限られます。

したがって、付添人や通所者等は指定施設で不在者投票を行うことができません。

## 第3 不在者投票管理者

- 1 指定施設の長（以下「施設長」といいます。）は、入所者の不在者投票について、不在者投票管理者として、投票用紙等の請求、送致その他不在者投票の管理に関する事務を行います。
- 2 施設長が公職の候補者となった場合若しくは外国人である場合又はその者に事故があり、若しくは欠けたときは、その職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

- ※1 代理者が施設長に代わって不在者投票管理者となる場合は、前記2に該当するときに限られます。
- ※2 病院の場合、病院長に代わって不在者投票管理者となることができる者は、病院長の職務を代理すべき医師又は歯科医師に限られます。
- ※3 施設長は、不在者投票管理者の事務を他人に委任することができません。
- ※4 **不在者投票管理者**は、他の法律で制限を受ける者（例えば、公務員等）を除いて選挙運動を禁止されていませんが、**不在者投票に関し、日常の職務上有する影響力を利用して、選挙運動をすることができません。**

## 第4 不在者投票の手続

### 1 投票用紙及び投票用封筒の請求

#### (1) 請求の要件

##### ① 選挙権を有すること

ア 選挙権は、平成19年10月27日以前に出生した日本国籍の者で、令和7年7月18日以前から引き続き新城市に住み、住民基本台帳に登録されている者にありますが、選挙人名簿に登録されていないと行使できません。

イ 原則として、新城市に住所を有している者は新城市の選挙人名簿に登録されますが、住所を移転した入所者については、その時期によって選挙人名簿に登録されている市区町村が異なりますから、新城市への転入の届出をした日を入所者によく確かめてから請求してください。

**※ 令和7年7月18日以前に転入の届出をしていれば新城市の選挙人名簿に、令和7年7月19日以後であれば前住所地の選挙人名簿に登録されています。**

ウ 選挙人名簿に登録されていても、投票日までに新城市から転出した者は投票することができません。

##### ② 入所者から請求の依頼があること

前記第2の不在者投票事由のある入所者から請求の依頼があった場合に限られます（入所者の意思によることなく入所者全員の投票用紙等の請求をしたこと等により、選挙が無効となった例があります。）。

#### (2) 請求者

不在者投票管理者が、入所者に代わって投票用紙等を請求します。

#### (3) 請求先

〒441-1392

愛知県新城市字東入船115番地

新城市選挙管理委員会

電話 0536-23-7611（不在者投票担当）

※1 入所者から特に新城市長選挙又は新城市議会議員一般選挙のいずれか一方の選挙についてのみ限定して請求の依頼があった場合は、その依頼を受けたものだけ請求してください。この場合は、請求書（様式1）【P. 16】の「請求の別」欄の不要部分を抹消してください。

※2 投票するためには、入所者が選挙人名簿に登録されている必要があります。

#### (4) 請求の方法

請求は、全て**請求書（様式 1）【P. 16】**によって直接又は郵便により行ってください。この場合、盲人である入所者から点字で投票したい旨の依頼があったときは、請求書の備考欄に「**点字**」と記載してください。

※ 請求の依頼が 2 人以上であっても、同一の請求書で請求することができます。新城市長選挙と新城市議会議員一般選挙の請求書は同一の用紙を使用してください。

#### (5) 請求する期間

**選挙期日の前日（令和 7 年 10 月 25 日）**までならば、いつでも請求できます。

- ※ 1 **郵便によって請求するときは、往復日数を考慮して早めに行うようにしてください。**
- ※ 2 **請求は、告示日（令和 7 年 10 月 19 日）の前でも行うことができます。**

## 2 投票用紙等の受領及び交付

(1) 請求によって、新城市選挙管理委員会から次のものを交付又は送付します。

- ① 投票用紙等送付書（不在者投票管理者行【P. 20】）
- ② 投票用紙 

|             |           |
|-------------|-----------|
| 市長用：白色      | 市議用：クリーム色 |
| 【点字用】市長用：白色 | 市議用：クリーム色 |
- ③ 投票用外封筒（市長用：白色 市議用：クリーム色）
- ④ 投票用内封筒（市長用：白色 市議用：クリーム色）

(2) 投票用紙並びに投票用外封筒及び投票用内封筒（以下「投票用封筒」といいます。）を受領したときは、それぞれ**請求の依頼をした入所者に、投票する前に必ず渡してください。**

- ※ 1 「点字投票」として請求した場合には、送付された投票用紙が点字投票の表示のある投票用紙かどうか確認してください。
- ※ 2 投票用紙及び投票用封筒は、新城市選挙管理委員会が送付したものを必ず渡してください（**他の市区町村のもので代用することはできません。**）。投票用外封筒に「新城市」と記載があるか確認してください。

### 3 投票の方法

#### (1) 投票の準備

- ① 他人が投票の記載を見ることができないよう、また、投票用紙の交換等の不正が行われないよう、相当の設備をした記載場所を設けてください。
- ② 不在者投票管理者は、選挙権を有する者の中から投票立会人を選任し、投票に立ち会わせなければなりません。
- ③ 投票を行う入所者や投票に立ち会うべき投票立会人に対して、あらかじめ投票の場所、日時等を連絡してください。

※1 特に重病人等の歩行困難な方については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、入所者のベッド上に記載場所を設け、不在者投票をすることができます。この場合にも投票の秘密保持その他について十分注意してください。

※2 **立候補者の氏名等の掲示はしないでください**（指定施設では立候補者の氏名を掲示できる法律上の規定がないため、記載方法や掲示の仕方等によって選挙の自由公正を欠くおそれがあります。）。

※3 入所者から請求があれば、「選挙公報」を見せることは差し支えありませんが、特定の候補者に○印をつける等によって、選挙の自由公正を欠くことのないように注意してください。

#### (2) 投票の要領

- ① 投票は、必ず不在者投票管理者及び投票立会人の立会のもとに投票の記載場所で行わせてください。

※1 **不在者投票管理者は、同時に投票立会人になることはできません。**

※2 投票立会人は、選挙権を有する者1人で足りません。

※3 入所者が宣誓により自ら投票用紙等を請求し、交付を受けて指定施設で不在者投票をする場合は、不在者投票証明書が必要です（事務の内容は、「5 特別な投票の方法」【P. 12】を参照してください。）。

- ② 先に渡した投票用紙及び投票用封筒を、投票を記載する場所で入所者に提示させ、投票用紙等に何も記載されていないかどうか点検してください。

※ 市長選挙用の投票用紙及び投票用封筒、市議会議員一般選挙用の投票用紙及び投票用封筒を混同しないように注意してください。

- ③ 投票用紙や投票用封筒の記載は、必ず次の順序に従って行います。
- ア 入所者は、投票用紙に自ら候補者 1 人の氏名を記載し、
  - イ 記載済みの投票用紙をまず投票用内封筒に入れて封をし、さらにそれを投票用外封筒に入れて封をし、
  - ウ 投票用外封筒の表面の『投票者氏名』の枠の中に署名をして、
  - エ 不在者投票管理者に提出します。

- ※ 1 投票用外封筒の表面の署名は、入所者に鉛筆で必ず自署させてください（ゴム印等によることはできません。）。
- ※ 2 封をするのも入所者自身にさせてください。
- ※ 3 他の者が記入し、又は封をしたために投票が無効になった例があります。

- ④ 点字投票の場合は、点字により記載させます。  
次に投票用外封筒に点字で署名させてから、投票用紙の入った投票用内封筒を入れ、封をするようにさせてください。

- (3) 不在者投票管理者の投票用外封筒への記載事項  
不在者投票管理者は、投票済みの投票用封筒を受け取った後、投票用外封筒の裏面に次の事項を記載してください。
- ① 投票年月日
  - ② 投票場所
  - ③ 不在者投票管理者氏名（施設長の氏名）

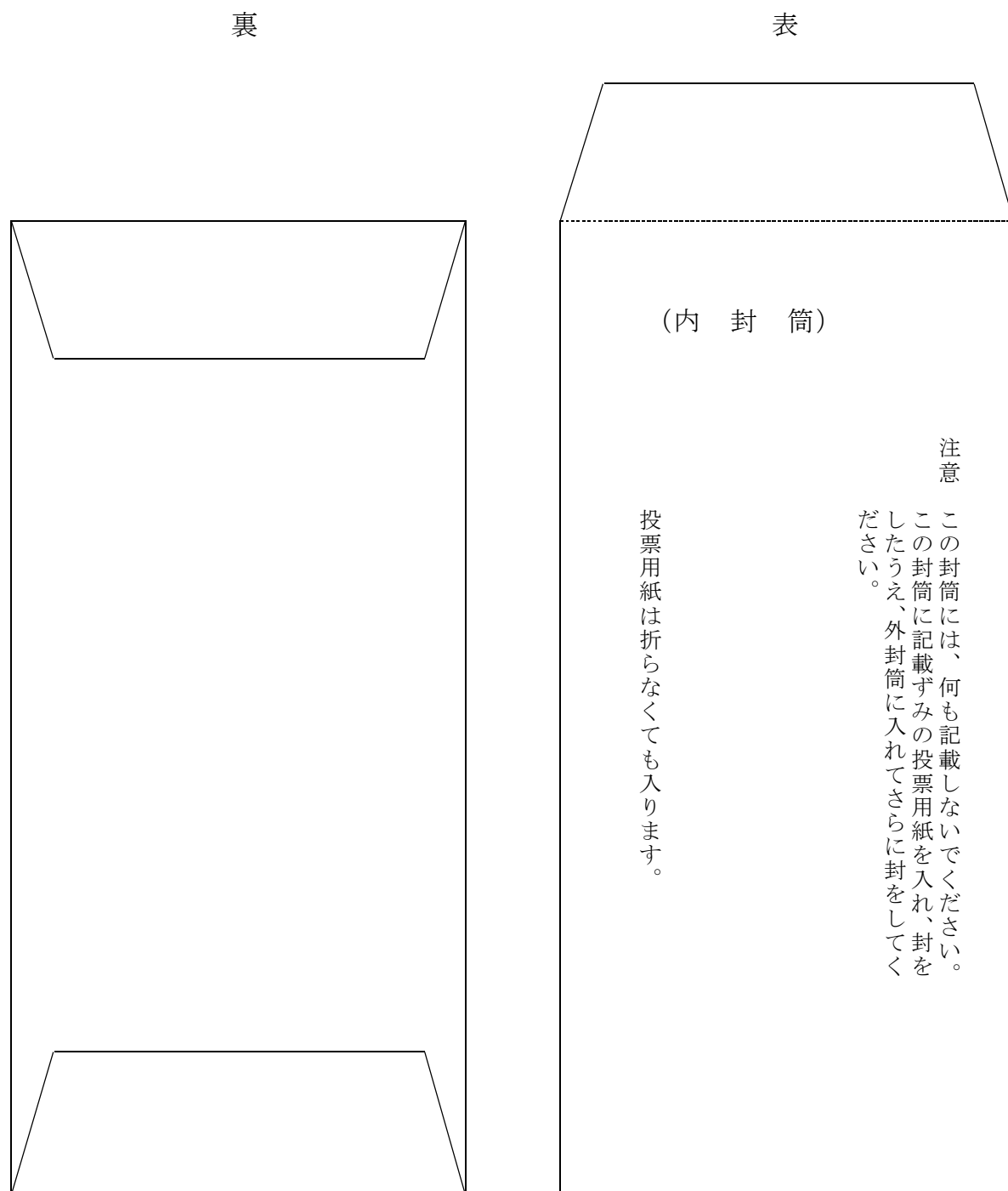
- ※ 1 前記(3)①から③までの記載事項は、不在者投票がいつどのように行われたかを確認する重要な事項ですから、記載漏れがないようにしてください。
- ※ 2 前記(3)の①から③までの記載は、ゴム印等によって行うことも差し支えありません。

- (4) 投票立会人の投票用外封筒への署名  
投票に立ち会った投票立会人に投票用外封筒の裏面に署名させてください。

- ※ 1 投票立会人の署名は、必ず立ち会った本人が自署しなければなりません（ゴム印等によることはできません。）。
- ※ 2 「4 記載上の注意事項」【P. 9～P. 11】を参照してください。

#### 4 記載上の注意事項

##### 《投票用内封筒》



※ 市長選挙用のものは  
市議会議員一般選挙用のものは

白色  
クリーム色 の封筒です。

《投票用外封筒》

裏

選挙人が署名する。

① 代理投票の場合には、補助者が選挙人の氏名を記載する。

② 代理投票の仮投票の場合（⇒P. 12 参照）にのみ、選挙人の氏名を記載した補助者が投票者欄の左側に自らの氏名を記載する。

**新城市選挙管理委員会の処理欄です  
ので、何も記入しないでください。**

交付市区町村名

交付年月日 令和7年 月 日

船員が登録されている選挙人名簿の属する市区町村名

投票年月日 令和7年 〇月 〇日

不在者投票管理者氏名 〇〇施設長 入船次郎

立会人氏名 入船次郎

投票場所 何々の場所

投票立会人が署名する。

不在者投票管理者において記載する。  
(投票場所欄には、施設を確認できる  
程度の所在地、施設名等を記載する。)

表

令和7年執行  
新城市長選挙

**不在者投票**

(外封筒)

新城市選挙管理委員会之印

注意

2 1 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。  
の代理投票の仮投票をされる場合には、投票者欄  
の左側に代理記載人の氏名を書いてください。

投票者氏名

新城太郎

ラベルが貼ってあるので、  
該当の入所に渡してください。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 市区町村名     | 新 城 市        |
| 投票区名      | 新城市第 投票所     |
| 選挙人名簿登録番号 | ●-●-●号       |
| 氏名        | シンジロ タロウ (男) |

※ 市長選挙用のものは 白色  
市議会議員一般選挙用のものは クリーム色 の封筒です。

《送致用封筒》（封筒は、特に指定したものではありません。）

裏

The back side of the envelope template features a rectangular border with diagonal lines at the corners. It contains seven circular stamp positions, each labeled with the character '印' (seal). Three stamps are arranged horizontally at the top, one in the center and two on the sides. Three stamps are arranged horizontally at the bottom, one in the center and two on the sides. A vertical line connects the central top stamp to the central bottom stamp, with a single circular stamp labeled '印' positioned in the middle of this line. To the left of the central vertical line, the text '(施設名、所在地等)' is written vertically, followed by '不在者投票管理者' and '(氏 名)'.

表

The front side of the envelope template features a rectangular border. At the top right, there is a row of seven small boxes containing the numbers 4, 4, 1, 1, 3, 9, and 2. Below this, on the right side, is the address '愛知県新城市字東入船 115 番地' written vertically. In the center, the text '新城市選挙管理委員会' is written vertically, followed by '宛' (To) at the bottom. On the left side, there is a box labeled '切手' (Postage) at the top. Below it, the text '投票在中' is written vertically, followed by a vertical line with an upward-pointing arrow, and then '※朱書きしてください。' (Please write in red ink).

※ 封をして記名押印します（私印でかまいません。）。  
また、上図で示した箇所に押印してください。

## 5 特別な投票の方法

### (1) 代理投票

心身の故障その他の事由によって自書できないことを理由に、入所者が不在者投票の代理を申請したときは、不在者投票管理者は投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決めます。

代理投票を行わせると決めたときは、

- ① 不在者投票事務に従事する者のうちから投票の補助者2人を定め、
- ② 補助者のうちの1人の立会いのもとに、
- ③ もう1人の者に、投票記載場所で入所者の指示により投票用紙に候補者1人の氏名を記載させ、
- ④ 投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにそれを投票用外封筒に入れて封をさせ、
- ⑤ 投票用外封筒の表面の『投票者氏名』の枠の中に入所者の氏名を記載させ、不在者投票管理者に提出させます。

※1 この手続は、心身の故障その他の事由により自書できない場合に行う例外的なものです。

※2 入所者の家族や付添人等は、代理投票の補助者になることはできません。

※3 補助者の選任については、投票立会人の意見を聴く必要があります。

また、補助者の選任に当たっては、補助者の承諾を得てください。

### (2) 代理投票の仮投票

代理投票させる事由がないと不在者投票管理者が認め、代理投票を拒否すると決定したことに入所者から不服の申し出があったときは、仮投票をさせます。この場合の記載は前記(1)の要領で行います。

なお、投票用外封筒の表面には、代理記載をした補助者に「投票者氏名」の枠の中に入所者の氏名を記載させるほか、その枠の左側に補助者自身の氏名を記載させます。

代理投票を行わせる事由があると認め、代理投票を行わせる旨を不在者投票管理者が決定したことについて投票立会人が異議を述べたときも、前記と同様に仮投票させます。

### (3) 投票用紙等の請求を入所者が不在者投票管理者に依頼せず、自ら請求する場合の特例

- ① 入所者が自ら「不在者投票事由に該当する旨の宣誓書（様式2）【P. 17】」により、投票用紙等を請求することもできますが、その際には、指定施設で投票する旨を申し立てなければなりません。

請求を受けた新城市選挙管理委員会の委員長は、次のアからエまでのものを入所者あてに送付します。

ア 投票用紙

イ 投票用外封筒

ウ 投票用内封筒

エ 不在者投票証明書（封筒入り）

② 指定施設で投票させる場合、不在者投票管理者は、入所者に送付されてきた

ア 投票用紙

イ 投票用外封筒

ウ 投票用内封筒

とともに

エ 不在者投票証明書の入っている封筒を提出させてあらかじめ点検を行い、不在者投票証明書の内容を調べます。

③ 通常の場合と同様の手続に従い投票をさせます。

④ 投票済みの不在者投票を送致するときには、先に提出させた不在者投票証明書を送致用封筒に同封して送ってください。

※1 なるべく通常の手続による請求とするよう入所者に指導してください。

※2 **入所者から不在者投票証明書が入った封筒の提出を受けた場合には、開封されていないことを確認してください。**

**点検する前にすでに開封されているとき（誤って開封した場合も含みます。）は、投票させることができません。**

※3 不在者投票証明書は、原則として1枚で、市長選挙用と市議会議員一般選挙用を兼ねています。

## 第5 投票の送致

入所者の投票が終わり、投票用封筒を受け取ったときは、

1 送致用封筒に入れて封をし、

2 送致用封筒の表面に『投票在中』と朱書きして、

3 裏面に記名し、新城市選挙管理委員会に直接お持ちいただくか、又は郵便によって送付してください。

※1 送致が遅れると、有効になされた不在者投票が受理されないことがありますので、**選挙期日の前日（令和7年10月25日）までに新城市選挙管理委員会に到着するようにしてください。**郵送するときは、日数に余裕を持って送付してください。

※2 投票が複数ある場合には、一括して送付してください。

※3 前記の送致用封筒の図【P. 11】を参照してください。

## 第6 投票用紙及び投票用封筒の返還

入所者が不在者投票を行う前に、

- 1 退院した、
- 2 他の施設に移った、
- 3 死亡した、
- 4 その選挙人名簿の属する投票区と同じ区域内の指定施設に入所しており、かつ、投票前に歩行が可能となった、

等の事由によって不在者投票をすることができない者となったときは、投票させずに投票用紙等を速やかにそのまま新城市選挙管理委員会の委員長に返還してください。

**※ 投票用紙等が返還されませんと、当該入所者は、選挙期日当日の投票、期日前投票や他の施設等での不在者投票を行うことができません。**

## 第7 投票用紙及び投票用封筒の交換又は再交付

### 1 交換

投票用紙や投票用封筒を汚損したり、破損したりしたときは、新城市選挙管理委員会の委員長に、理由を付して交換を請求してください。

### 2 再交付

投票用紙を紛失したときは再交付は受けられませんので、取扱いには十分注意してください。

投票用封筒を紛失したときは、理由を付して新城市選挙管理委員会の委員長に再交付を請求してください。

## 第8 不在者投票特別経費の支払

- 1 不在者投票特別経費は、今回の選挙に際して、指定施設において取り扱った不在者投票に要した経費をまかなうために新城市から支払うものです。
- 2 入所者の投票が終わりましたら、同封の「不在者投票特別経費の支払請求書（様式3）【P. 18 参照】」に不在者投票用紙の請求をした入所者（市長選挙及び市議会議員一般選挙の両方の選挙の投票をせずに投票用紙を返還した者を含む。）の人数、振込先等の必要事項を正しく記載して新城市選挙管理委員会に提出してください。

※1 不在者投票特別経費は、次のとおりです。

- (1) 不在者投票をした入所者 1 人について 1, 236 円
- (2) 市長選挙及び市議会議員一般選挙の両方の選挙の投票をせずに投票用紙を返還した入所者 1 人について 636 円

※2 口座名義人と不在者投票管理者が異なる場合は、「委任状（様式 4）【P. 19 参照】」の提出が必要となります。

## 第9 指定施設以外で行う不在者投票の方法

- 1 国立保養所に入所中又は刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容中の選挙人についても、国立保養所の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長が不在者投票管理者となり、前記の手續に準じて不在者投票を行わせることができます。
- 2 この場合にも、不在者投票事務の管理に当たっては、法令等に十分留意してください。